

川崎市立看護大学大学院学則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市規則第 3 4 号

川崎市立看護大学大学院学則の一部を改正する規則

川崎市立看護大学大学院学則（令和7年川崎市規則第31号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「家族看護学演習Ⅲ（精神疾患と家族看護）」を「家族看護学演習Ⅲ（家族支援と評価）」に、「感染看護学演習Ⅲ（サーベイランス）」を「感染看護学演習Ⅲ（医療関連感染サーベイランス）」に、「在宅看護学講義Ⅱ（在宅看護アセスメント）」を「在宅看護学講義Ⅱ（在宅看護アセスメント論）」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の規則別表第1の規定は、この規則の施行の日以後に川崎市立看護大学大学院に入学をする者から適用し、同日前から引き続いて在学する者（以下「在學生」という。）については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、在學生は、改正後の規則別表第1に規定する家族看護学演習Ⅲ（家族支援と評価）（以下「新科目」という。）を履修することができる。この場合において、在學生が改正前の規則別表第1に規定する家族看護学演習Ⅲ（精神疾患と家族看護）に係る単位を修得したときは、新科目に係る単位は、規則第26条第1項の単位数に算入しない。